

浴室等

9

基本的な考え方

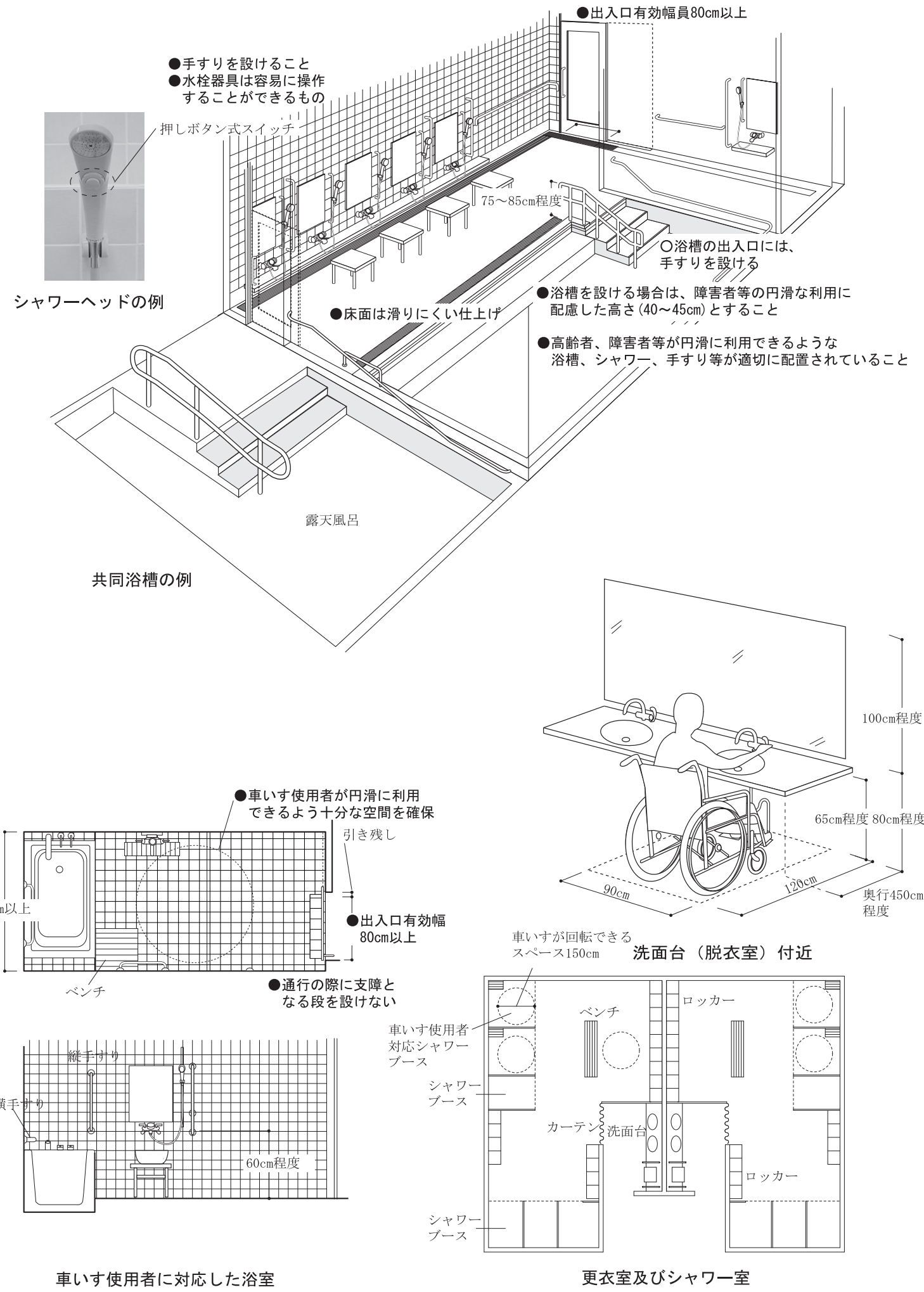
- 浴室、シャワー室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- 浴室等は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突出物を設けないこと等について十分配慮する。
- 温泉施設などに露天風呂を設ける場合には、高齢者、障害者が利用しやすいものとする。

● 整備基準

○ 望ましい基準

解説

	<p>多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室(住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。以下「浴室等」という。)を設ける場合においては、それぞれ一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の浴室等は、次に定める基準に適合するものとする。</p>		<p>「浴室等」には、浴室、シャワー室のほか脱衣室、更衣室が含まれる。</p>
(1) 出入口	<p>出入口は、8(1)(一)から(四)までに定める基準に適合するものとする。</p>		
(2) 更衣ブース又はシャワーブース	<p>更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を80cm以上とすること。</p>		
(3) 各設備	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p>	<p>● 車いす使用者の移乗に配慮し、バスリフトを設けることが望ましい。</p>	<p>● シャワーチェアを用意する。 ● 非常用呼び出しボタンを洗い場スペース内に適宜設ける。</p>
(4) 段	<p>車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p>		
(5) 水栓器具	<p>水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。</p>	<p>● 水栓器具はレバー式などの操作のしやすいものとし、その取り付け高さは洗い場から手が届き、かつ、浴槽に座ったまま操作可能なものとする。 ● シャワーヘッドは昇降可能なものとするか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。</p>	<p>● 水栓器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により容易に区別できるようにする。</p>



9

浴室等

Architecture 建築物
Public Traffic Facilities 公共交通機関の施設
Park 公園
Avenue 道路
Car Park 路外駐車場